

役員及び評議員報酬並びに費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人大伸福祉会（以下「法人」という。）の定款第八条及び第二一条の規定に基づき、次の会議等に出席する役員（理事・監事）及び評議員の出席に要する費用の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事会
- (2) 監査
- (3) 評議員会

(役員及び評議員報酬並びに費用弁償)

第2条 役員及び評議員報酬並びに費用弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 役員及び評議員報酬（日当分）

理事会の出席（理事・監事）	監査（監事）	評議員会の出席（評議員・監事）
5,000円	8,000円	5,000円

(2) 旅費（費用弁償分）

範囲	理事会及び評議員会の出席・監査
南部圏域	1,000円
上記以外	1,500円

2 前項（1）の報酬は、源泉所得税を控除した額を支給する。

(報酬等の総額の決定)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間15万円以内とする

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間8万円以内とする。
- 3 この法人の評議員の報酬総額は、定款第8条に定める金額の範囲内とする。

(出張旅費)

第4条 役員が、法人又は法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、別に定める「旅費規程」に基づき報酬及び旅費等を支給する。

(適用除外)

第5条 法人の運営する施設職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

付 則

この規程は、平成26年 6月1日より施行する。

平成29年 4月1日より施行する。

平成30年 6月26日より施行する。

令和 5年 3月1日より施行する。